

青少年非行防止メッセージ伝達式

7月5日、島根県知事、島根県警察本部長、島根県教育長の連名による青少年非行防止メッセージが石原雲南警察署長から岩田町長に伝達されました。

このメッセージは、夏休みに入る7月が「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」となっていることに合せ、県内においても明日の島根を背負う青少年の健全育成を進めようといわれています。

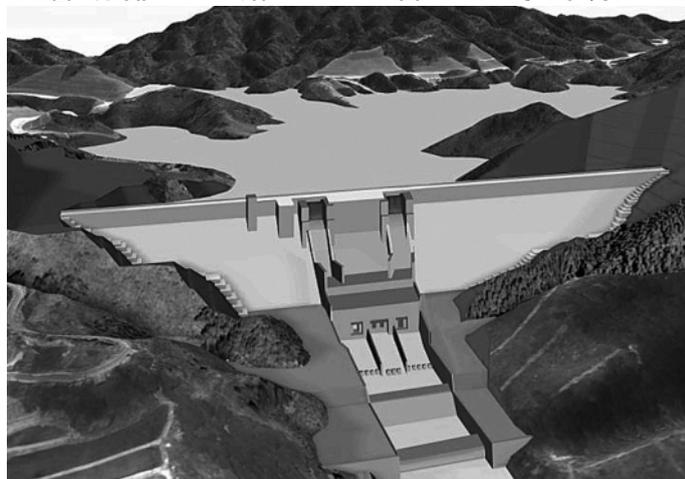
期間中は、あいさつ運動、声かけ活動、不審者などに対するパトロールの強化など地域一体となった活動が行われます。



今年度からいよいよ本体工事に着手 尾原ダム建設事業説明会

「県政百年の大計」と言われ、工事が進められている尾原ダム建設事業の説明会が六月十七日、カルチャープラザ仁多において開催されました。

当日は工事を行う国土交通省、島根県の担当者、町からは岩田町長をはじめ町執行部、議会議員約六十名が出席しました。尾原ダム事業は「地域に開かれたダム」を目指してPR館の建設や各種の地域交流事業も開催し、また近年では仮排水路工事など大規模工事も次々に着手されています。



完成予想図

の流れを仮排水路へ転流させる仮締め切り工事とダム本体の工事発注が予定されています。

国・県の担当者からは、今年度行われる八路線の道路改良事業、ポート施設、サイクリングコースなどダム湖周辺の整備計画等が説明されました。

また、今年度中には斐伊川

平成二十二年の完成を目指し、今年度も多くの事業が展開されます。

年金コーナー

年金を受けている方は、このような届出が必要になります
誕生月が来たときは・・・「年金受給者現況届」

年金を引き続き受けるためには、毎年誕生月の末日までに「年金受給者現況届（現況届）」を社会保険業務センターへ届け出なければなりません。「現況届」は、受給者の誕生月の初めに、社会保険業務センターから送られてきますので、ご自身の住所・氏名他必要事項を記入し、郵送してください。

提出された現況届により、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認しますので、提出されない場合には、年金の支払いが止まる場合があります。忘れずに届け出ましょう。

住所が変わったときは・・・「受給権者住所・支払機関変更届」
お住まいの住所が変わったとき、あるいは、それに伴い年金の受け取りを希望する金融機関が変わったときは、「受給権者住所・支払機関変更届」をお近くの社会保険事務所へ届け出てください。

年金証書を無くしたとき・・・「年金証書再交付申請書」
年金証書は、基礎年金番号や、年金コードが記入されており、年金受給権者であることを証明するものです。無くしたり、汚したりした時は「年金証書再交付申請書」をお近くの社会保険事務所へ提出してください。年金証書は、各種の届出や、年金相談の時に必要となりますので、大切に保管しましょう。

名前が変わったとき・・・「年金受給権者氏名変更届」
結婚や養子縁組などにより、氏名が変わったときは、年金証書を添えて「年金受給権者氏名変更届」をお近くの社会保険事務所へ届け出てください。
この届には、証明欄に市町村長の証明を受けるか、ご自身の戸籍抄本あるいは謄本を添えて提出していただきます。処理が完了すると、新しい氏名が記載された年金証書をお送りします。

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給資格がない障害者の方に対して、特別障害給付金制度が創設され、平成17年4月から実施されました。

支給の対象となる方
1) 昭和61年3月以前に厚生年金保険等の被用者年金制度に加入（又は受給等）をされていた方に扶養されていた配偶者
2) 平成3年3月以前の学生

これらの方のうち、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象です。

なお、障害基礎年金など、公的年金の障害給付を受給することができる方は、対象となりません。

支給額
・障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円
・障害基礎年金2級相当に該当する方：月額4万円

手続き方法
平成17年4月1日からお住まいの市役所・町村役場で請求書の受付を行っています。この給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

この給付金の請求については、必要な書類が揃わない場合であっても、請求書の受付を行い、不足している書類については、後日提出をお願いすることとなります。

その他
・ご本人の所得が一定額以上であるときは、支給額が全額又は半額に制限される場合があります。
・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給します。特別障害給付金の金額以上の年金を受給している場合には、特別障害給付金は支給されません。
・経過の福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過の福祉手当の支給は停止となります。